

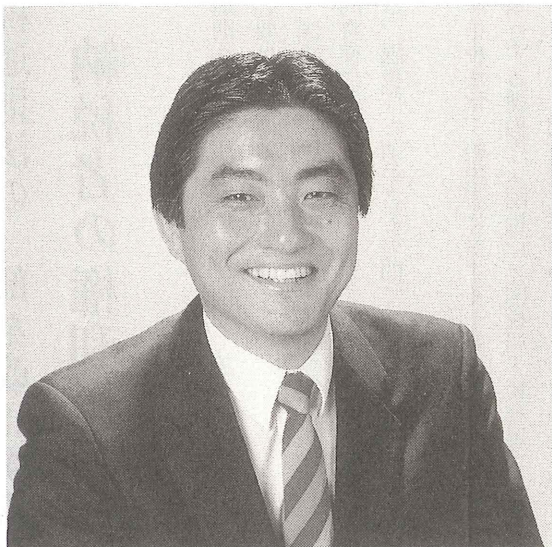
国税通則法の一部を改正する法律案 通常国会へ提案―民主党で討議

二〇〇〇年十二月一日・TCフォーラム運営委員会を開催した。
五月総会以降の経過報告(別記)と今後の活動について討議し、次の事項を確認した。

1. 国会対策について
民主党の党議決定が早急に行われるよう要請をつづける。同時に各議員への陳情を行う。
2. 請願署名の推進と請願行動について
全商連、全建総連傘下および税経新人会などですすんでいる。
四月上旬頃に国会請願行動と集会を予定する。
3. 地域の会結成について
大阪・神奈川につづいて埼玉で「納税者の権利憲章をつくる会」が一月二二日結成された。
今後、愛知、京都、熊本などへ呼びかける。

経過報告

- (1) 五月二三日民主党税制調査会に出席説明
民主党の正式な機関でわれわれが提起している「納税者の権利憲章作成について―国税通則法の一部改正する法律案の試案」の説明を行い、質疑応答も行った。
民主党の主な出席者 会長・久保亘議員 会長代理・中野寛成議員 副会長・海江田万里議員 事務局長・峰崎直樹議員 その他・河村たかし議員以下省略 説明者・益子、吉本、村上税理士。
- (2) 六月二五日衆議院選挙があり、自民党が大敗し、辛うじて自公保三党連立内閣が継続した。民主党等が前進した。
- (3) 八月三日、一〇月四日民主党独自案を早急につくるよう益子、吉本、村上税理士が要請した。
- (4) 河村議員試案をつくるための検討会を一〇月二六日開催した。
検討事項 前回から出されている「納税者基本法」と「納税者権利基本



河村たかし衆議院議員
(衆議院・大蔵委員
民主党税制調査会・副会長)

国際租税学会 [International Fiscal Association] 第54回総会

— 2000/9/3-8 ミュンヘン [ドイツ] —

1. 「分科会」納税者の権利保護に関するセミナー約200名参加
2. ドイツ・ボン大学シェーン教授を議長とするパネルディスカッション
アメリカ、イギリス、フランス、メキシコ、EUの代表による報告と討論
なおフロアからスペイン代表が「納税者の権利憲章」[1998]について報告
また議長から先進国で納税者の権利憲章を公に制定していないのは日本だという指摘があった。
3. 主たるテーマと結論―各国で国単位 [ナショナルレベル] で制定されている納税者の権利保護に関する憲章などを、国際的規模 [インターナショナルレベル] での条約 [Convention] または議定書 [Protocol] にすべきであるという提案について討論。セミナーという形式なので、決議というものはないが、ほぼ満場一致で賛成であった。
なお議長から、大多数の意見として納税者の権利保護とは、権力的税務行政とのバランスをとることであるという意見、応能原則が基礎であるという意見が発表された。

10/3 2000 谷山 治雄

法に規定すべき内容」については検討の結果概ね趣旨は「国税通則法の一部を改正する法律案」に含まれる。
参加者 衆議院法制局・室井純子第二課長外参事二名、朝日大学・石村教授、河村たかし秘書・北角嘉幸氏、益子税理士外

- (5) 河村たかし議員は大衆議員と話し合いを行い、この改正案を河村議員試案として取扱うことを了承された。
- (6) 本年九月、国税労働組合連合はわれわれ納税者の権利確立の運動に対して、悪意に満ちた批判文書を公表した。それが一部議員に影響を与えている。
- (7) TCフォーラムは「納税者の権利保護規定の法制化の重要な意義について」のQ&Aを作成し、国税労働組見解にも反論した。(別記)

二〇〇一年の通常国会に「国税通則法の一部を改正する法律案」を是が非でも上程させたい。そのため要請書、請願書、集会を一つ一つ成功させる。なお、納税者の権利憲章の問題は国際租税学会 (IFA) の総会 (ミュンヘン) でもセミナーとしてとりあげ、国際条約あるいは国際協定にすべきだという意見が「採択」されている。(別記)

